



令和8年度国民健康保険税

国民健康保険は、病気やけがに備えて被保険者の皆さんがお金を出し合い、医療費の補助などにあてる社会保障制度です。

滋賀県では安定的な国保運営を行うため、令和9年度から同じ所得・世帯構成であれば県内のどこに住んでも同じ保険税となるよう、保険税水準の統一化が進められています。

令和8年度の市の国民健康保険税率は、一人当たり医療費の増加や、令和9年度に統一化される県標準保険税率に合わせる必要があることなどから、被保険者の税負担の軽減のため、国民健康保険特別会計の繰越金を活用した上で、次のとおり見直しを行います。

また、令和8年度より子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、子ども・子育て支援金分を新たに加算して負担いただくこととなります。(詳細は下記参照)

国民健康保険税の税率と賦課限度額

区分		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分	子ども・子育て支援金分
所得割	7年度	7.00%	2.68%	2.25%	—
	8年度	7.10%	2.68%	2.25%	0.27%
均等割	7年度	29,700円	11,300円	12,100円	—
	8年度	31,000円	11,300円	12,100円	1,100円
18歳以上均等割	7年度	—	—	—	—
	8年度	—	—	—	50円
平等割	7年度	20,300円	7,700円	6,100円	—
	8年度	20,300円	7,700円	6,100円	700円
賦課限度額	7年度	660,000円	260,000円	170,000円	—
	8年度	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

※太字が変更箇所

均等割・平等割の軽減

所得が基準額以下の世帯は、下表のように均等割・平等割が軽減されます。

軽減区分	基準額 (世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額等の合計額)
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) (注)
5割軽減	43万円 + 31万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) (注)
2割軽減	43万円 + 57万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) (注)

(注)下線部分は、給与所得者等の数が2人以上のときのみ適用します

未就学児にかかる均等割額の軽減

子育て世帯の負担軽減のため、令和4年度分から未就学児(小学校入学前の子ども)にかかる均等割額の2分の1を減額しています。 ※7・5・2割の軽減が適用される世帯は、軽減後の均等割額の2分の1を減額

非自発的失業者にかかる軽減

倒産や解雇などにより離職をした65歳未満の人は、国保税が軽減されます。軽減を受けるためには、申請が必要です。

産前産後期間相当分の国民健康保険税が免除されます

出産する被保険者(母親)は、届出により、産前産後期間相当分の国保税が免除されます。

※出産予定日の6か月前から届出が可能 ※令和5年11月以降に出産した被保険者が対象

子ども・子育て支援金制度について

子ども・子育て支援金制度は、国のこども未来戦略「加速化プラン」にかかる子育て支援施策の拡充の財源とするために全ての世代に支援金を拠出いただくもので、令和8年度から実施されます。

この支援金は、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、育児時短就業給付、こども誰でも通園制度、育児期間中の国民年金保険料免除などに活用されます。

加入する医療保険制度(国民健康保険、後期高齢者医療保険、被用者保険)ごとに保険料(税)が決められ、

令和8年度の月平均支援金額は、国民健康保険加入1世帯あたり約300円(こども家庭庁公表値)となります。

また、子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生世代)については、均等割額が全額軽減されます。(申請は不要です)

詳しくはこども家庭庁のホームページをご確認ください。



健康寿命延伸のために

日常生活で、運動や適正な食生活を心掛け、健康な生活の維持に努めることで、皆さんの継続的な医療費を削減し、国民健康保険税増税の抑制につながります。

特定健康診査、人間ドック

40歳以上の被保険者の人を対象に、特定健康診査を実施しています(対象者には5月下旬に通知)。人間ドックは、上限20,000円を助成しています。(対象条件があります。詳細はお問合せください)

健診や人間ドックを毎年受診することで、病気の早期発見・早期治療・重症化予防につながります。

歯科健診

歯の病気は多くの疾患に悪影響を及ぼすことが知られており、早期治療が重要です。

20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の被保険者の人を対象に、節目歯科健診を実施しています(対象者には4月下旬に通知)。

かかりつけ医、かかりつけ薬局

病歴などを把握しているかかりつけの医療機関を持つことは、二重の診療を予防し、減薬に繋がります。

同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう

医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまうこともあります。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)の活用

新薬(先発医薬品)と同様の有効成分・効能で、新薬より低価格です。

※変更は、医師と相談してください

マイナ保険証の活用

特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師などと共有できるほか、限度額適用認定証の発行手続きが不要になります。

国保制度や資格について

国保年金課 国民健康保険係

TEL077-551-1807 FAX 077-553-0250

国保税の課税について

国税務課 市民税係

TEL077-551-0106 FAX 077-551-2010

国保税の納付について

国税務課 納税推進室

TEL077-551-0107 FAX 077-551-2010



すべての事業所・企業を対象に

「令和8年経済センサス-活動調査」を実施します

回答はインターネットがおすすめです!

「令和8年経済センサス-活動調査」は、6月1日を基準日として実施されます。全国全ての事業所・企業を対象として、全産業分野の売上(収入)や費用などを網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国及び地域別に明らかにすることを目的としています。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

■4月から5月にかけて調査票を郵送などでお届けします。

■郵送で調査書類を受け取られた対象企業・事業所の皆さんは、インターネットで回答してください。

■調査員から調査票を受け取られた事業所の皆さんは、6月8日(月)までにインターネットで回答いただくか、調査票を調査員回収などで提出してください。

■「経済センサス-活動調査」を装った不審な訪問者や不審な電話・電子メールなどにご注意ください。

■調査員は必ず「調査員証」を身に着けているほか、調査専用の「下敷き」と「手提げ袋」を携帯しています。また、金品を請求することは絶対にありません。

■不審に思われた場合は、速やかに市までお知らせください。

詳しくは「令和8年経済センサス-活動調査」キャンペーンサイトをご覧ください。



国シティブロモーション推進課 統計係
TEL077-551-0309 FAX077-553-1280